

総務文教常任委員会記録

令和5年6月12日

【開催日】 令和5年6月12日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時25分～午後1時50分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	岡山明
委員	古豊和恵	委員	前田浩司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	辻村征宏
総務部次長	古屋憲太郎	総務課長	河田圭司
総務課主幹兼危機管理室長	奥田孝則	総務課危機管理室主任	藤本信哉
総務課危機管理室主任主事	隈田勇樹	総務課危機管理室主任主事	梅本まりや
税務課長	大井康司	税務課課長補佐	桑原睦
税務課市民税係長	山根和之	企画部長	和西禎行
企画課長	工藤歩	企画課政策調整係長	藤井貴大
企画課行政経営係長	福田淑子	協創部長	篠原正裕
協創部次長兼市民活動推進課長	河上雄治	市民活動推進課主幹	西崎大
市民活動推進課市民活動係長	竹森和貴	文化スポーツ推進課長	原田貴順
文化スポーツ推進課課長補佐	三浦裕	建設部長兼大学推進室長	大谷剛士
建設部次長兼大学推進室副室長	高橋雅彦	大学推進室主査	大坪政通
大学推進室主任	尼崎幸太		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
------	------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第38号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第46号山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事（屋外スピーカー整備）請負契約の締結について
- 3 議案第39号山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 議案第40号山陽小野田市民活動センター条例の制定について
- 5 議案第41号山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第45号公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
- 7 閉会中の調査事項について

午前10時25分 開会

笹木慶之委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。議案番号に沿って審査をしたいと思います。まず第1番目、議案第38号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。税務課から説明をお願いいたします。

大井税務課長 議案第38号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要を御説明いたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。なお、このうちの一部については、施行日の関係から、5月臨時会において御承認いただいております。今回の改正は、順次施行される内容についてのものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の条例改正の主な内容としては大きく4点が挙げられます。1つ目は、国税である森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備です。これは、令和6年度から森林環境税の導入に伴い、個人の市民税の納税通知書に

記載すべき納付額に森林環境税額の1,000円を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設けるものです。なお、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、臨時措置として平成26年度から均等割の標準税率を市民税・県民税それぞれ年額500円引き上げていますが、令和5年度で終了することから納税義務者にとっては、負担増にはなりません。なお、山口県では、国税である森林環境税とは別に平成17年4月1日から、やまぐち森林づくり県民税が年額500円、県民税均等割に加算されています。少なくとも、令和6年度までは賦課予定です。2つ目は、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化です。これは、現在給与所得者の扶養親族等申告書については、前年度と異動がなくても同じ内容を記載していましたが、令和7年1月1日以後は、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によって簡素化できることとなります。3つ目は、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設です。これは、令和4年4月27日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、種別区分について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率を原動機付自転車と同額の2,000円とし、令和6年度から賦課するための規定を整備するものです。現在、本市では電動キックボードとして3台登録されておりますが、最高速度が30キロメートル毎時となっておりますので、今回新設される特定小型原動機付自転車の区分には入りませんが、原動機付自転車の区分として同額の2,000円が継続して賦課されます。なお、現時点で販売店や市民の方からの問合せ等はありませんが、7月からナンバープレートを配布する準備はできております。なお、広報さんようおのだ6月1日号に掲載し、市ホームページにもアップ済みです。4つ目は、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策を強化するものです。これは、今回の改正箇

所ではありませんが、附則第16条の2第2項において規定している自動車メーカー等の燃費・排ガス不正行為を起因として生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行った自動車メーカー等に負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、令和6年1月1日以後に取得された自動車に対して課される軽自動車税（環境性能割、種別割）の納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものです。なお、各改正の施行期日は、お示しのとおりです。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま説明が終わりました。議案第38号について、委員の質疑を求めます。

伊場勇委員 まず森林環境税について確認なんですが、これは一律1,000円と考えていいんですよね。

大井税務課長 住民税の個人市民税の均等割がかかる方全員、一律1,000円です。

伊場勇委員 森林環境税が新しく導入されて、その収入された額は、市に森林環境譲与税として入ってくるもので、森林について使うものですかね。その辺を確認させてください。

大井税務課長 賦課されたものを一旦市で徴収し、それを県に上げて、県から国に上がります。国に上がった森林環境税全額を市町村と都道府県で9対1の割合で分けます。それから森林環境譲与税として、市町村に対しては、その10分の5は私有林人工林の面積に応じて、10分の2は林業就業者数に応じて、10分の3は人口に応じて案分されて、都道府県並びに市町村に分配されて入ってくるような形になります。

岡山明委員 今回の話はよく分からなかったですけど、結局、森林環境税は国税ということで、私たち市民の立場からいくと、今後個人の負担はどうなるのか、その辺をお聞きしたいです。

大井税務課長 資料を見ていただきますと、令和5年度、令和6年度という形で表を作っております。均等割については、市民税が3,000円、県民税が1,000円で、東日本大震災以後に設けられた復興特別税、これは今年度で終わりますが、市民税に500円上乗せ、県民税に500円上乗せとなっております。あと、山口県独自のものですが、山口森林づくり県民税という形で、県民税に500円上乗せとなっております。市民税が3,500円、県民税が2,000円、合計5,500円となっております。下の令和6年度のところを見ていただきますと、均等割の金額については全く一緒です。復興特別税が今年度で終わりますので、市民税も県民税もゼロとなっております。山口森林づくり県民税、これも来年度まではあるということになっていますので、県民税に500円上乗せとなっております。これとは別に、森林環境税という形で、別枠として1,000円ほど国税としてかかってきます。この合計が令和6年度は5,500円となりますので、市民にとっては、令和5年度も令和6年度も、金額としては5,500円が変わりはないということになります。

笹木慶之委員長 大井課長、親切に説明されるのはいいんだけど、これは森林環境税の導入の税改正ですからね。そこを説明してください。それ以外あんまり言うとぼやけてしまって、意味が分からなくなると思う。

伊場勇委員 この(2)の扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化については、これは個人情報などとひもづけることができたなど何か新しい仕組みができたから、このようになったんですか。

大井税務課長 そういうことではなくて、毎年変化がなくても、同じことを年

末調整のときに記載していたので、それを簡素化しようという形です。税務署にも確認いたしましたが、現時点では、どういうふうになるかは分かっておりません。丸をつけるようにするのか、異動ありませんと書かせるのか、そういうのはまだ検討中ということです。簡素化されるということが決定したということでございます。

宮本政志副委員長 （１）、（２）、（４）でそれぞれ１個ずつあります。そもそもこの森林環境税というのはどういう税で、どういう目的で使われる税でしょうか。

大井税務課長 森林環境税及びこれに伴って森林環境譲与税も入ってくるわけですが、これはパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国が森林環境税及び森林環境譲与税を創設したものです。

宮本政志副委員長 先ほど案分によって国が交付していくということを説明されましたが、本市は大体どれぐらいを見込んでいますか。

大井税務課長 森林環境譲与税につきましては、令和元年度から先行して歳入されております。令和元年度が３８９万円、令和２年度が８２６万８，０００円、令和３年度が８２０万７，０００円、令和４年度が１，０９９万円、令和５年度は当初予算として１，１００万円を予定しております。令和６年度につきましては、これより若干増えるのかなど。これは全国の面積等で変わってきますので読めませんが、同じぐらいは入ってくると思われま。

宮本政志副委員長 毎年毎年、横ばいするときもあるけど、だんだん増えていくというのを確認したかったんです。それで（２）がよく分からないのですけど、扶養親族等申告というのはどういう申告なんですか。

大井税務課長 会社や市役所でもそうですが、サラリーマンが年末調整をするときに扶養家族——奥さんがいる、子供がいる、子供を何人扶養に取っているという情報を書く欄があります。住所や名前、それが前年度と変更がなければ、同じことを書かなくていいという形になります。

宮本政志副委員長 それと（４）がよく分からないんですけど、自動車メーカー等の不正行為を起因としてですから——自動車メーカーの不正行為が原因で生じた納付不足額に係るというのは、具体的にどういうときに該当するのかなど。

大井税務課長 これは平成２８年にありました。ある自動車メーカーが燃費や排ガスの性能偽装をしていたと。それに対しての罰則規定を、今回１０％から３５％に上乘せするものです。

宮本政志副委員長 それをメーカーが負うということだね。分かりました。

岡山明委員 少しお聞きしたいんですが、これは自動車メーカーに対しての規制ということで個人ではないということですね。

大井税務課長 この罰則については個人に請求するものではなく、メーカーに請求するものでございます。

笹木慶之委員長 ほかにございませんか。ないようでしたら、議案第３８号の質疑を終えます。討論ございませんか。ないようでございますので、採決をいたします。議案第３８号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を願います。

（賛成者挙手）

笹木慶之委員長 全員賛成で本件は可決すべきものと決しました。議案第38号につきましては全員賛成ということでございます。次に議案第46号山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第46号山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事（屋外スピーカー整備）請負契約の締結について御説明します。この事業についてですが、お配りしております資料の地図の面を御覧ください。南海トラフ地震等による津波被害への対策の一環として、市内の沿岸部9か所にJアラートと連動する屋外スピーカー設備を新設することと、これに併せて既存の防災情報伝達システム機器の更新を行うものとなります。地図の裏側、機器類の写真を掲載している面を御覧ください。こちらは、防災情報伝達システムの機器構成についての概要を示したものとなります。屋外スピーカー設備の設置については、資料の右下に青色の枠で囲んだところに、屋外拡声局と記しておりますが、既存の防災情報伝達システムへ設備を追加するものとなり、また、この左隣になります。市役所など4か所の既存のスピーカーの改修を行うものとなります。このたびの事業は、既存のシステムを改修することとなりますので、資料の右上、パラボラアンテナやJアラート受信機の辺りとなりますが、現在運用している衛星回線及びL G W A N回線を利用したJアラート受信システム、その左隣、M C A無線制御装置の辺りとなりますが、警報を伝達するためのM C A無線を利用した防災無線システム、それから、資料のおおよそ左半分となりますが、防災ラジオや学校などの放送設備と連動し、緊急時に自動で起動させるためのF M波連携システムなど、複数のシステムが密接に関連している中で、改修後においてもこれらのシステムが災害時に確実に動作することが求められます。このため、業者の選定方法については、一般競争入札が原則であることを念頭に置きつつ、災害時に市民の皆様の安全を守るため、複雑なシステムの安定運用を維持する観点を考慮して慎重に検討を行った結果、現在本市のシステムを整備し、保守を行っている山口自動車無線株式会社を

契約の相手方とすることが最適であるとの判断に至りましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約することとしました。また、請負金額が1億5,000万円以上となることから、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、当該業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものです。御説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

笹木慶之委員長　ただいま執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

伊場勇委員　額の大きい随意契約ということで、本会議場でも質問があったんですけど、そもそもこの屋外スピーカーの整備の事業については、当初の契約についてどうだったか確認させてもらっていいですか。

河田総務課長　この屋外スピーカーですけれども、システム全体から見ますと、まず防災無線を更新するところから事業が始まりました。防災無線の更新につきましては、平成22年に実施を行っておりますけれども、このときは当初の無線の導入ということですので、一般競争入札を行ったところでございます。現在は、市内で4か所に設置をしております。こちらの設置につきましては、まず1回目に市役所と総合事務所の2か所、その後、川上会館、さくら公園に設置する段階で2段階に分けて設置をしております。いずれにつきましても一般競争入札という形で行っております。この段階では、まだ無線とそのスピーカーというところでもございましたので、システムの構造がそれほど複雑でなかったということで、一般競争入札が可能であったと考えております。事実上、一般競争入札という形をとりましたが、これに参加できる業者が非常に限られておりましたので、あまりその中で複数の業者が競争したというようなことがなかったかなと考えております。業者数は、今把握しておりませんが、限られた業者の中での競争ということになります。

伊場勇委員 市内業者はなかなか難しかったのかなと、その無線の事業契約をした後はずっと随意契約になってしまうのかなと思っています。もちろん緊急を要する事案であったと重々承知なんですけど、市内業者にも取り寄せることが可能などころがあるのであれば、何かそういった取組はできなかったのかなと思うんですけども、その辺についてはどういう考えですか。

河田総務課長 無線の資格ですとか、特殊な事業でございますので、市内業者に当たりましたけれども、対応ができないというところでございます。このたび、ポールや電柱を設置する工事もございますので、そうした中で、直接ではございませんが、市内の業者にもそういった請負の工事が取れないかということで、その際には地元業者を使っただくようにということで要請はしておるところでございます。

伊場勇委員 この1億5,114万円というのは、契約の相手方との見積合せで出た金額ということですか。

河田総務課長 相手方から徴した見積りの金額によるものでございます。

古豊和恵委員 この新設の屋外スピーカーですけれども、大体どの辺りまで届いているという確認はもう既に終わっているのでしょうか。

河田総務課長 こちらの音達につきましては、昨年度、設計の業務を委託しておりました際に、現地でそれぞれ、音達についての測量といいますか、調査を行っておるところでございます。これにつきましては、3月定例会におきまして、新年度予算の対象事業ということで御説明させていただきましたが、沿岸部では、おおむね対応ができるということでの御説明させていただいたところでございます。

古豊和恵委員 実際、そういう訓練というか、どこまで届くかというのはまだやってはいないということですか。

河田総務課長 測量地点に、実際に高所作業車で、スピーカーを高いところに設置しまして、実際に音を出して調査をさせていただきました。

古豊和恵委員 山陽小野田市は、全て網羅されているということによろしいんですね。

河田総務課長 このたび想定しております南海トラフ地震等による津波被害のための沿岸部というところになりますが、こちらにつきましてはおおむね対応ができていると考えております。

古豊和恵委員 この地図によりますと、梶と高泊はスピーカーがついていますが、この河口や、厚狭川の辺りは途中にないんですけれども、その辺りは大丈夫でしょうか。

河田総務課長 すみません、こちらの地図は3月にお示ししたものよりポイントを落としておりますので、なかなか見づらいところがあって、御不便をおかけしております。梶の辺りと、あと高泊地域交流センター、この辺りにスピーカーがございますので、こちらのほうで対応ができるということです。また、3月のときにも御説明させていただきました、このたび記載してございませんけれども、学校等の放送設備と連携した仕組みもございますので、そちらと併せての対応で、沿岸部対応ができると考えております。

岡山明委員 今回、山口自動車無線株式会社が契約相手ですね。3月時点でそういう表などをもらいましたよね。ということは施設の運用状態などその辺の機能に関する部分は、今回の契約書と前回の出された資料と違いはないということですかね。

河田総務課長 前回お示ししました資料は、設計のときの資料でございますけれども、その資料を基に仕様書として工事をするように指示をいたしましたので、あの内容で工事をしていただくということになります。

岡山明委員 「南海トラフ地震等による津波被害対策の一環として」という表現が出ています。そういう意味で、津波以外の台風などもいろいろ状況があるんです。南海トラフ地震以外の対応として、台風で水位が上がったなど、その辺の連絡系統は前回話されたとおりで、台風も地震も対応できるスピーカーという解釈でいいですか。

河田総務課長 御質問のとおり、そういった他の災害に応じても放送して、誘導できるというふうになっております。

岡山明委員 土砂崩れの危険性や可能性があったとき、地域住民や近隣の方々に対して、スピーカーから地域別に放送できるという解釈でいいですかね。

河田総務課長 昨年7月の大雨のときにも対応いたしました。例えば、越水している地域について個別に放送するといったこともできますので、そういった内容も可能でございます。

前田浩司委員 今回屋外スピーカー設備の新設と書いてあるんですけれども、どういった理由で新設が必要になったのかなということと、あと防災情報システムの機器の更新、これまで昨年の更新を何度かされてこられて、何に問題があって、更にこのタイミングで更新をしないといけないというふうになったのか、その辺のいきさつを教えてくださいと思います。

河田総務課長 まず、こちらの屋外スピーカーの設置の必要性でございますけ

れども、やはり本市も、南海トラフ地震の対策推進地域に指定をされておりますので、沿岸部での周知の仕方を特に注意して考えないといけな
いというところがございます。確かに今、本市でも、防災メールですと
か、LINEといった、個別の周知も行っておりますけれども、日頃生
活されている方が携帯電話などを持たずに作業されていらっしゃる場合
もありますし、市外から来られていらっしゃる方が登録されていない場合の
伝達をどうするかといったところもございますので、確実に連絡できる
ように、沿岸部に設置をしたいというところをお願いをしたものでござ
います。また、もう1点、更新についてでございますけれども、一つは
設備の老朽化というところがございます。この防災無線の整備でござい
ますけれども、平成22年に整備をしたものでございまして、無線通信
設備そのものも老朽化をしておりますので、こちらの更新も併せて行う。
また、既に設置をしております市役所等の屋外のスピーカーにつきまし
ても老朽化しておりますので、3月にも少し御説明差し上げましたが、
今回こちらの更新を行うのに併せて、高性能なものに替えて、音達範囲
を広げる、こういったところを整備する事業となっております。

前田浩司委員 少しこの議案とかけ離れるかもしれませんが、当初6月
7日にJアラートの情報伝達をされる予定でしたが、延期すると、ホーム
ページで流れました。これと今回のこの議案というのは、多少関連す
ることになっておるのか。ちょっといじわるな質問で申し訳ないですけ
ど、よろしくお願いします。

河田総務課長 6月7日のJアラートの全国一斉の伝達訓練でございませ
けれども、こちらは国から北朝鮮の飛翔体の伝達の関係で、もし本当の放送
があった場合に国民に誤解を招くということで、全国的に中止をする
というものでございましたので、今回の本市の整備とは直接の影響はござ
いません。

前田浩司委員 最後に、今回先ほどの随意契約がありまして、その随意契約に

至る緊急性、もしくは、これまで受入業者だったという、二つのことで、今回同じ業者に決定しているような状況だと思うんですけども、今後全く同じような状況になってくると、またこの業者を使うようになるのか、その辺は今後どのようなお考えをしておられるのかお尋ねいたします。

河田総務課長 このたびは、この9か所のスピーカーを、今、本市が運用しておりますシステムに増設するといったことが主眼でございますので、既存のシステムの業者に委託することが最適と判断いたしました。今後、無線の設備も、全てを更新するという時期を迎えることとなります。そのときには、また、原則であります一般競争入札、こういった形で進めるというところが適切であると考えておりますので、そのようになろうかと思っております。

宮本政志副委員長 この議案で一番重要視するべきなのが、この随意契約による請負金額の1億5,114万円が妥当かどうかというところです。先ほど伊場委員が質疑していましたが、その答弁を聞くと、まず、この山口自動車無線というのは「山口」と付いていますから県内の業者ですよ。

河田総務課長 県内の業者でございます。

宮本政志副委員長 それと先ほどの答弁で、入札をかけてもこういった特殊な工事というのは、何社か参加してに入札がというのがなかなか難しいからと言われたと思うんです。例えば、今こういったシステムって恐らく全国の都道府県とか市区町村でかなりの数が実施していると思うんですよ。そういう実施に当たって、一体どれぐらいの費用がかかるか、今回議案で出てきた、こういうシステムを構築する、類似施策を見れば、大体金額は把握できますから、当然、随契で出てきた、その見積りをうのみにして、「この金額ですね」ではなくて、そういった他市の類似の施

策の予算も、当然調査した上で、担当課としてはこの1億5,100万円は妥当だと確認をされたから議案として出ているのでしょうか。

河田総務課長 建築の物価や単価などが公表されておりますし、他の団体で実施された事例等もございますので、そちらのほうも調査をして、提出された見積書を確認しながら、この金額では妥当であるという判断でございます。

宮本政志副委員長 もう一つ気になるのが、先週の金曜日に国土交通省——近畿のほうでこういった感じの・・・（うなづく者あり）さすが御存じです。不正アクセスで、恐らく今でもまだ、システムが復旧していないと思うんです。当初のパスワードが問題ということも言われているんですけど、不正アクセスとか、そういったことは対応ができるようにはなっているんですか。

河田総務課長 システムの情報セキュリティの観点でございます。副委員長がおっしゃった機器の設定が、不正アクセスというところもございませうけれども、システム的に少し異なりまして、あちらはIP回線、携帯回線を使ったものなので、インターネットとじかに接続されておるところで、攻撃を受けやすいネットワーク構造になっております。本市のシステムは、閉じた行政の中だけのものというところで、物理的なセキュリティを確保しておりますし、その他のコンピューターシステムにつきましても、セキュリティの観点では、パスワードを初期のものを使わないということもあります。そもそも外からアクセスできない、職員しか操作ができないような仕組みになっておるところということで御理解いただければと思います。

笹木慶之委員長 ほかにないようでしたら質疑を終わります。それでは討論を行います。討論ございませんか。ないようでございます。それでは採決をいたします。議案第46号山陽小野田市防災情報伝達システムの整備

工事請負契約の締結についてについて賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

笹木慶之委員長 全員賛成で本件は可決すべきものと決しました。15分まで休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

笹木慶之委員長 それでは、総務文教常任委員会を再開いたします。続きまして、議案第39号山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について執行部の説明を求めます。

工藤企画課長 それでは議案第39号山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。説明に当たりましては、お手元の資料「山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定に係る概要を御覧ください。項目の1、条例の制定に係る趣旨についてです。本条例は、令和5年3月議会において自治基本条例の改正に係る議案を上程し、可決いただきましたことを受け、関係条例についても所要の改正を行うため制定するものです。具体的な改正内容といたしましては、自治基本条例中「協働」とあったところを「協創」に改正したことを踏まえ、関係条例中の「協働」の表現についても、必要に応じて「協創」に改めることとし、議案としてお諮りしています。項目の2、このたび改正する条例とその条文についてです。改正の対象となる条例は、山陽小野田市住民投票条例及び山陽小野田市安全安心まちづくり条例の2条例となります。住民投票条例につきましては、第1条の「目的」において現行の条文中、「市民

と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。」とあるところを、「市民と行政の協創によるまちづくりを推進することを目的とする。」に改め、安全安心まちづくり条例につきましては、第3条の「基本理念」において、「安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ協働することにより、推進しなければならない。」とあるところを、「安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ協創により取り組むことで、推進しなければならない。」に改めています。項目の3には、今年3月に可決をいただいています、自治基本条例の主な改正内容を改めてお示ししています。大きく3つの観点で改正を行いましたが、このたびの条例制定は、②の「協働」を「協創」に改めることに関する内容となります。なお、①に関する「市民が主役のまちづくり」と、③に関する青少年と年齢要件の規定については、自治基本条例以外に該当する条例がないことを確認しています。議案第39号に係る説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 執行部の説明が終わりましたので委員の質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）ないようであります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）討論もないようでございます。それでは、採決いたします。議案第39号山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

笹木慶之委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。どうもお疲れ様でした。続いて執行部交代です。暫時休憩をします。

午前11時20分 休憩

笹木慶之委員長 それでは議案第 40 号山陽小野田市民活動センター条例の制定についてを議題とします。なお、執行部の皆さんにお願いですが、答弁される方は、自分の名前を言って答弁をしてください。よろしいですね。御協力をお願いします。では説明を求めます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 議案第 40 号山陽小野田市民活動センター条例の制定について御説明いたします。これは、LABV 事業による新施設に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置するため条例を制定するものであります。内容について説明をさせていただきます。本日お配りしております資料 2 を御覧ください。現代社会において地域の課題が多様化・複雑化している中で、高齢者や子育て、環境問題など地域の様々なニーズや課題にきめ細かく対応していくためには、市民が主体的に地域課題解決に向けて取り組む市民活動の促進が必要です。ついては、市民活動センターは、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進することを目指します。市民活動という言葉につきましては、市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行う公益的な活動であること、かつ専ら営利と目的としていないもの、宗教的活動でないもの、政治的活動でないもの、選挙的活動でないもの、公の秩序を乱すような活動でないものと定義しています。市民活動団体という言葉につきましては、市民活動を行う構成員の数が 3 人以上の団体と定義しています。2 ページをお開きください。市民活動センターの概要です。名称は、山陽小野田市民活動センター。位置は、山陽小野田市中央二丁目 3 番 1 号、LABV 事業による新施設内です。施設内容は、資料 3 をご覧ください。市民活動センターは、中央やや左部分に位置します。こちらに交流ホール、作業スペース、PC カウンター、市民活動団体のためのロッカー等を設置します。また、様々な活動等に活用していただくために、1 階に会議室を 4

部屋設置します。資料3の2ページをお開きください。2階には、大規模な集会等を開催できる200人程度が収容可能な会議室1A・1Bを設置します。資料2にお戻りいただき3ページをお開きください。市民活動センターの活動範囲について、御説明します。市民活動団体は、一般的に志縁型コミュニティ、地縁型コミュニティに分けられます。志縁型コミュニティとは、個別のテーマによるつながりで活動する団体で、代表的な団体は、特定の活動目的をもつNPO法人やボランティア団体となります。地縁型コミュニティは、一定の地域の中で、お互いが助け合う団体であり、代表的な団体は、自治会、老人会などとなります。志縁型コミュニティの本市の現状は、市民生活に求められるサービスが細分化しており、社会全般の課題解決に向けた志縁型コミュニティの活動の重要性が高まっていますが、本市の団体の活動規模は大きくない状況です。市民活動センターでは、主に志縁型コミュニティの支援、促進していくこととしています。4ページをお開きください。市民活動団体の活動の支援、促進をしていくために、市民活動センターでは5つの機能を持たせます。1つ目は、情報収集提供です。市民活動団体の情報を収集し、広く市民の皆様へ情報提供していきます。また、市民活動支援に関わる各種情報などを行政機関、企業などから収集し、これらの情報を市民活動団体など多くの主体に提供します。次に、人材育成・研修です。情報提供等により、市民活動に関心を持っていただいた市民に対して、市民活動に関わる研修会等を実施し、市民活動につながるきっかけづくりを行います。次に、活動支援・相談です。研修等により、活動してみようと思っただけだった市民の方への活動の支援、同じ目的をもつ市民同士、市民活動団体のマッチング、市民活動団体の立ち上げの支援、団体運営にかかる応相談等を行います。次に、活動拠点です。市民活動を行うには、活動の拠点が必要です。市民活動センター内交流ホールでの話合いの場の提供、団体備品の保管場所のロッカー、チラシ等作成する作業スペース、資料作成のためのPCカウンター、郵便物受取のためのメールボックス等を設置し、市民活動団体に提供します。次に、協創促進です。活動を更に促進していくために、市民活動団体や企業や行政等、多様な

主体とのマッチング、交流を促進していきます。その一環として、LABVとのつながりも構築していきます。これらの機能により、促進された市民活動団体の情報を、更に市民の皆様へ情報提供し、市民の皆様へ市民活動の関心を持っていただくという繰り返しの好循環を構築し、市民活動促進していきたいと考えております。5ページをお開きください。LABV事業による新施設内での市民活動センターの役割を示したものです。LABVでは、「産」、「金」、「学」、「公」で協創プラットフォームを構築し、賑わいの創出をしていこうというものです。市民活動センターとしましては、この協創プラットフォームに市民と市民活動団体をつなぐ中間支援機能の役割を担っていきたいと考えております。資料1を御覧ください。条例の主な部分を説明させていただきます。第1条の設置目的、第2条の名称及び位置、第4条の事業は、先ほど説明をさせていただいたとおりです。会議室の使用方法につきましては、地域交流センター等と同様、第7条及び別表1から3までの会議室使用料等においては、会議室の面積や地域交流センターの使用料等を考慮し設定しています。なお、別表2のロッカー使用料は、他市を参考に設定しています。第16条から第19条については、指定管理者にセンターの管理と第4条に規定するセンター事業の企画・実施を行わせることを想定していますので、指定管理制度を導入している他の施設と同様な条項としています。施行期日は、LABV事業による新施設の供用開始日である、令和6年4月1日としています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

笹木慶之委員長 ただいま執行部の説明が終わりました。それでは各委員の質問を求めますが、今、この条例制定に関する質問、説明とそれからLABVに関連して、その位置づけの説明がありました。これら両方を一緒にすると審査が進みませんので、まず条例本体について御審査いただきたいと思っております。

伊場勇委員 それでは資料1について、条例の概要の資料の中で、まず事業の

内容については、今までは市内でどこが担当していて、それが、市民活動センターに移行されて、どういうふうな考え方を持ったらいいでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 現在この市民活動センターの機能を所管しておりますのは、市民活動推進課になりまして、位置づけといたしまして市民活動支援センターという立場で、市民活動の支援、促進を行っているところでございます。

伊場勇委員 でしたら、市民活動推進課が全く関わらないということはないと思うので、実行部隊といいますか、主に活動していくところが市民活動センターになるという解釈でいいですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

伊場勇委員 分かりました。これは指定管理をするということですが、そこにはもう市の職員は入らないのですか。そのほうがメリット等々があるからだと思うので。その辺を説明してください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 指定管理につきましては、今想定をしているところで、まだはっきりと確定はしておりません。この条例が可決された段階で正式に検討に入りたいと思っております。このセンターを指定管理にするメリットといたしましては、やはり民間が運営することによりまして、柔軟な対応ができる、行政と違って市民活動団体の皆様と同じ目線での対応ができると思っております。また、市民活動センターといたしましては、NPO法人の活動促進も行っていきたいと考えておりますが、個々の、法人運営に関わる相談・支援等についてはなかなか行政職員での対応が難しいというところがございますので、そういったところにおいても、指定管理者制度を導入いたしまして、対応ができるような体制を検討してまいりたいと。可決をいただいた後に検討して

まいりたいと考えております。

宮本政志副委員長 伊場委員の答弁で、可決されたらこの指定管理者の詳細に関して検討されるとおっしゃいました。この条例を読むと、建物も新しいし、今よりも指定管理者の業務範囲が広がるなど感じているんですけど、指定管理者にお支払いする管理料は、この数年削って、削ってという印象を持っています。やはりしっかり算出して、指定管理者が大きな負担をしないような形で、この指定管理者の料金等も含めて、業務範囲も検討していただけるということですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 しっかり検討してまいりたいと思っております。また、他市におきましても、この市民活動センターの設置に当たって、指定管理者制度を導入している市が多いものですから、そのところもしっかり研究いたしまして、今、宮本副委員長がおっしゃったような、指定管理者制度を導入するということであれば、この指定管理者に負担のないような体制をしっかり整えていきたいと思っております。ありがとうございます。

岡山明委員 この状況が少しよく分からないんですけど、この今回LABVの事業団がいらっしゃる。今回新しい施設ができると。市の関わりはどうなんだと。指定管理などいろいろあるので。

笹木慶之委員長 岡山委員、先に条例の内容についてやりますから、ちょっと待ってください。ないようでしたら、私がお尋ねしますがいいですか。
(発言する者あり)

宮本政志副委員長 第3条の市民活動とはで、ここは何々でないことが並んでいますよね。今までもそうですけど、こういったことは、これからどういうふうに確認されていくんですかね。該当しないことというのが、前提で載っていますよね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　ここの詳細につきましては、運用でしっ
かり、今から研究してまいりたいと思います。基本的なスタンスといた
しましては、この市民活動団体等につきましては、登録制度を敷いてい
きたいと考えております。その段階で、これに該当しないというところ
を審査し、判断してまいりたいと考えております。

宮本政志副委員長　それと第9条です。「センターに特別の設備を設置し、」
の後、「備付けの備品以外の器具を使用するときは市長の許可を受けな
ければならない」となっています。これは種類や数量が少なく、市民
の方が使用するとき許可申請というのが頻繁であるとか、乱雑になる
とか、なかなか使い勝手が悪くなるんです。そのような状況が生じてき
たら、備品関係や設備は、今後市で少し充実させていくということを検
討されますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　頻繁に使うような備品、昨今であれば、
プロジェクターなど、そういったものになろうかと思えます。これにつ
きましては当然、市での対応を検討してまいりたいと考えております。

笹木慶之委員長　ほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうすると私
がお尋ねします。第3条第1号の「専ら営利を目的とするものでないこ
と」ということで、営利企業の制限がかかっていますね。してはいけな
いということですね。そして、その中で、今度は第11条に「（販売行
為等の禁止）」とあります。この条例の関連性を説明してください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　まず、第3条第1号、専ら営利を目的と
しないというのがまず大前提でございます。一方で例えば、イベントで、
何かバザーをするとか、そういったこともあろうかと思えますので、そ
ういったときには、この部分については、許可をしていきたいと考えて
おります。また、会議室の使用そのものについては、基本的には営利を

目的としたものも捉えて対象としていきたいと考えておりますので、そのことの差ということで御認識いただければと思います。

笹木慶之委員長委員 今の説明ではどうもよく分らないのですが、いわゆる条例というのは、手前のほうが有効的なんですよ。第3条でばちっと決めてしまって、かつ、しかできませんよ、とそういう団体ではいけませんよと言っているわけ。どういうふうにすればいいのかというところで、もう第3条は前提が崩れるわけ。市長の許可を取ればやってもいいわけですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 第3条は、市民活動の定義でございます。市民活動団体——ある市民活動をするということで、登録制度を考えておるということで、宮本副委員長の御質問に御回答させていただきましたが、そのメインの基準です。一方で、第10条につきましては、会議室の使用の要件となりますので、会議室の使用につきましては、営利を目的としたものについても、バザー等も含めて許可をするということになります。

笹木慶之委員長 それで、第11条の会議室の使用はどこに書いてあるんですか。何を見て分離するわけですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 第5条から、この会議室の使用の条文で規定を入れさせていただいております。

笹木慶之委員長 ということは、何人も、いわゆる市長の許可を取れば、営利目的でやっていいよということだね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 会議室の使用についてはおっしゃるとおりです。

笹木慶之委員長　　してもいいということですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　　はい。

笹木慶之委員長　　市民活動団体そのものは、営利団体ではない団体として登録しておいたとしても、そういう販売行為をしてもいいということやね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　　この第6条の使用の制限に該当しないものについては、市長の許可があれば、使用ができるという考え方があります。

笹木慶之委員長　　いやいや、だから結論的に言うんだけど、実際に動き出したら、絶対にもめると思うんですよね。だからよく決めておかないといけないから、あえて言うんです。だから、やってもいいということやね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　　第6条の要件を満たしていれば、可能です。

笹木慶之委員長　　可能ということやね。はい、分かりました。ほかにありませんか。条例の本文だけではなく、先ほど説明のあった資料についてです。部屋の問題であるとか、そういった関連事項について質疑を受けたいと思います。

伊場勇委員　　市民活動団体についてお聞きしたいんですけども、3人以上とした根拠を確認させてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　　この団体の人数につきましては、他市のものもいろいろ参考にさせていただいたところではあるんですが、現状といたしまして様々な規定がございます。2人から、3人、4人、5人というところがございます。かなり悩んだところではあるんですけど

も、一つの目安といたしまして、現在シティセールス課で行っております、協創によるまちづくりの推進提案事業、これを基本的に3名以上の団体ということ定義しておりますので、これを一つの目安として3名とさせていただきますところでは。

伊場勇委員 本市は今、何団体ぐらいあるのかなどは把握されているんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 本市のNPO法人の登録数は12団体でございます。

伊場勇委員 そのほかのボランティア団体など、どこまで把握されているのかなと思いました。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 ボランティア団体あるいは市民活動団体というのは完全に把握ができておりません。市民活動推進課内にあります市民活動支援センターに登録をしている団体につきましては、現在のところ40団体となります。

伊場勇委員 志縁型コミュニティと地縁型コミュニティとして、内容は分かるんですけども、地域交流センターのところの一番下の地域運営組織についても、志縁型として、市民活動センター内でいろいろな育成や助成など、そういったところも支援する場合も出てくると思うんですね。関連で分けるわけじゃなくて、いろいろな補助金を取ってくるなど、そういうところは、結構（聴取不能）が動いてくれるんだろうという感覚を持っているんですけども、そういった考え方でいいんですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地域運営組織につきましては、地域交流センターが主体で支援をしていきたいと考えておりますが、今、伊場委員がおっしゃったように、補助金の関係などそういったもろもろのつながりが当然あります。また、地縁型コミュニティと志縁型コミュニティ

のつながりを構築していくということも大事な目的となりますので、この市民活動センターと地域交流センターが連携することによって、また、NPOと地域運営組織が連携することによって、より効果の高い活動していくことができると考えております。

岡山明委員 今条例も見てはいるんですけど、飲食という表現がないんですよね。飲食の取扱いがどうなっているのかお聞きしたいんですけど。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 会議室の利用の中での飲食ということですか。

岡山明委員 いや、会議室もあるんだけど、例えば中央福祉センターになると、入浴の後飲食するという状況があるんでしょうけど、新しいセンターにはそういう状況はなく、販売はするなという状況があるけれど、そこでジュースとかお弁当とか食べられるのかと。会議室以外、当然市民も入るような施設もありますよね。そこで、食事も取れんのかという話になったときに、それはもう全面禁止ですよという状況なんですけど、そういった施設としての取扱いをお聞きしたいんですよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動センターの機能として、飲食を市民の皆様提供するような機能は備えておりません。

岡山明委員 提供する機能はないということですね。弁当などの持込みの話も出てくると思うんですよ。例えば、その話をするとき、会議室とかで話をするという状況で費用かかったと。そういう状況で弁当を持参してこいという話とかなると、施設からの提供はないけれど、市民としてはそういう持込みという話も当然出てきますよね。自動販売機で、水やお茶、ジュースは飲めんのかという話になるでしょう。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 会議室の細かい運用につきましては、こ

れから規則等を設置して取決めをしていきたいと考えておりますが、基本的には、この会議室での飲食については可としていきたいと考えております。ただ、アルコールを飲まれるような場としての活用は好ましくないかとは考えております。

工藤企画課長 LABVの施設全般で飲食ができるかどうかという御質問も兼ねておったかなと思いますので、御回答させていただきます。会議室の運用につきましては、今次長からあったとおりでございますし、あと施設の中に、芝生広場とか、共用部分に今後、ベンチを置いたりとかそういったことも考え得るかと思っております。そういった辺りにつきましては、飲食をしていただくのは全く問題ないかと思っておりますし、まだ入居団体は決まっておりますが、中にチャレンジショップのコーナーもございまして、そちらに飲食の提供があるようなお店が入られた場合は、施設としての飲食の提供も可能になってくるものだと考えております。

宮本政志副委員長 議案は、市民活動センター条例の制定についてなんで、あんまりLABV事業のほうに入るのはね。それでお聞きしたいんですけど、先ほど伊場委員も少し触れていた、ここを使用する団体ですよ。これは原則、市内の団体のみですかね。市外の団体は、使用できないという解釈でいいんですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、市民活動センターの交流ホール等につきましては、基本的には市内の団体ということになるかと思えます。一方で会議室の使用につきましては、これは特に市民の方と限定するものではありませんので、他市の方々につきましても、御利用いただきたいと考えております。ただし、条例でもありますように、市外の団体が利用する場合につきましては、通常料金の1.5倍をいただくということとしております。

宮本政志副委員長 例えば、厚狭の複合施設のアリーナなどで本市以外の方々

の使用によって、なかなか市民の方が使えないという相談がおととしぐらいにあったんです。ただ、料金を1.5倍とか2倍、3倍にしてもね、いろいろな意味で市外の方が半分独占的に使用されて、市民の方が許可を取ろうと思ってもなかなか空いている日がないということがあったときに、市民の方にどうやって優先的に使っていただけるかということ担保する条文というのが、この中に見受けられなかったんですけど、そういうのは今後の検討材料になりますかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今、副委員長がおっしゃったところにつきまして、地域交流センターでは申請の受付期間を差別化をしております。具体的に言うと、市民の皆さんは、2か月前から申請を受け付けます。それ以外の方につきましては、1か月前からという分け方を規則で定めております。つきましては市民活動センターにおきましても、今、副委員長がおっしゃった懸念課題につきましてもしっかりと検討いたしまして、市民の方が中心的に御利用いただけるような対応を考えてまいりたいと思います。

伊場勇委員 いろいろと話を聞くとやっぱり、この指定管理にすることによって、まだ始まってないんですけど、うまくいくのかといろいろ思うところがあります。うまくいって市民活動センターとか市の直営であれば、例えば、県や国から出向を置いて、もちろん専門性や感度が高くないと、市民団体とか市民に対して、すぐサービス提供できないじゃないですか。助成金なんて物すごい種類あるでしょう。それをどこに当てはめるかと割り振っていったりしなきゃいけない。例えば、指定管理にするんだしたら、そういう特化した企業が本市にあるのかなと思ったりもするんです。その辺はどういうふうを考えているのでしょうか。もう一度お聞きします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、こういう活動を運用する特化した事業所が本市にあるのかどうかというところについては、現在、私ども

が知る範囲ではありません。ですので、今からしっかり検討していく必要があると思うんですが、対象者について対象事業所については幅広く考えていく必要があるのかなと思っています。また、補助金とか幅広く対応していく必要があるというところがございますが、当然、この指定管理を募集する際の要件といたしまして、ある程度の実績等を考えていく必要もあるのかなと思っています。また、もう一つ言えるのが、現在この市民活動センターにつきましては県のほうも設置の推進を行っておりまして、県そして各市町の市民活動センターの横のつながりを今強化しようということになっております。つきましては、今の補助金の情報などそういったところはそれぞれの横のつながりの中で、しっかりと情報共有そして収集もできるのかなと思っています。

笹木慶之委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）私がもう一つお尋ねしますが、この条例の施行は、令和6年4月1日からとなっていますね。しかし、附則で、必要な準備行為はうんぬんとあって、準備行為ができる、となっていますが、この準備行為の範疇ちゅうの中に、指定管理者の問題もあると思いますけどね。そういった判断がむしろそれが中止になるかもしれませんが、きらら交流館の関係では、指定管理者を決めて、その管理者からの意見があれば、修正を加えるといことをおっしゃいましたが、この件についてはどのようなお考えでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この市民活動センターにつきましては、指定管理者からハード的なものの御意見等は、現在のところ頂く予定はございません。

笹木慶之委員長 ないということですね。ほかにはございませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないようであります。それでは議案第40号山陽小野田市民活動センター条例の制定について採決をいたします。本条例に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

笹木慶之委員長 全員賛成で本件は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。お昼を過ぎましたが審査を継続します。それでは議案第41号山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての説明をお願いいたします。

原田文化スポーツ推進課長 それでは、議案第41号山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、野球場の役員・本部席及び審判控室にそれぞれ1台、空調設備を導入することから、新たに使用料の額を規定するための改正となります。使用料の額は、冷房1時間当たり160円、暖房1時間当たり110円で、空調設備を使用した際に利用者から徴収するものです。使用料の設定方法は、平成26年4月に公民館の使用料を部屋の面積に応じた基準を採用しており、今回も本基準を採用したいと考えております。施行期日は、設置後から適用したいと考えておりますので、交付の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとしております。なお、使用料の改正に伴う予算についてですが、冷房、暖房の使用に係る使用料の徴収が見込めますが、現在体育施設の管理につきましては、指定管理者に業務を委託しており、使用料の徴収及び電気代の支払いにつきましては、指定管理者が行うため、市の歳入、歳出の補正はございません。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

笹木慶之委員長 ただいま執行部からの説明が終わりました。それでは各委員からの質疑を求めます。

伊場勇委員 このエアコンは、もう稼働しているんですかね。その辺を教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 現在、導入に向けて準備を進めておる段階でございます。夏前には稼働させたいと、設置をしたいということで進めております。

伊場勇委員 はい、分かりました。

岡山明委員 稼働というのは、今まではずっと使われていたということですかね。新しくつくられるのかどっちですか。

原田文化スポーツ推進課長 今年度予算で新たに設置することとなります。

前田浩司委員 これからまた電気代が上がれば、また、そのタイミングでほかの機関施設と同じタイミングで上げていくというような動きになるということでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 そうですね。今、平成26年のときの単価で算出しておるものと承知をしておりますので、今後、電気代が徐々に上がっていけば、またどこかのタイミングで、全体を見ながら改正することもあるかと思えます。

笹木慶之委員長 ほかにございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はないようでございます。それでは、議案第41号山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

笹木慶之委員長 全会一致で本件は可決すべきものと決しました。それでは午

前中についてはこれで終わります。13時から再開いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時 再開

笹木慶之委員長 午前中の審査の休憩を解いて、午後の審査に入ります。議案第45号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼大学推進室副室長 議案第45号公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について説明いたします。参考資料をお手元にお配りしておりますので、はじめに参考資料1を御覧ください。1ページの①に当該変更に関する根拠法であります地方独立行政法人法を掲載しております。地方独立行政法第23条第1項の規定により、地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収しようとするときは、あらかじめ料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とするとされており、また、同条第2項の規定により、設立団体の長は、これを認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないと定められております。このことから、令和5年4月17日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から施設利用料及び教職関係実験実習費について、料金の上限の一部を変更することについての認可申請があり、審査の結果、認可は適当であると判断いたしましたので、この度、議案として提出するものです。なお、地方独立行政法人法の規定には、「大学の業務に関して料金を徴収するとき」と規定をされておりますが、この法人の業務は、資料の②「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款」の第26条、（業務の範囲）に規定されております。当該議案は、大学が定款に基づき実施するこれらの業務

に関して大学が徴収する料金の上限を変更するものです。また、徴収する料金に関する具体的な内容につきましては、資料の③のとおり、授業料等徴収規程などの大学の規程等に定められております。ここで、参考資料2を御覧ください。大学が徴収する料金の上限の新旧対照表を掲載しております。このたびの変更は、「施設使用料」及び「教職関係実験実習費」のうち、右端に★印を記載し、太枠に太字で下線を引いて表示している箇所になります。変更内容につきましては、参考資料1にお戻りいただきまして、2ページの④「変更する項目についての理由と内容」を御覧ください。1、「教室」から「上記以外の大学施設」への変更は、大学の教職員及び学生以外の者に大学施設の使用を認める場合に徴収する使用料金につきまして、大学の内規の改正等を行い、従前の大学校舎の「教室」に加え、新たに「会議室」及び「事務室」並びに多目的文化施設の「会議室」及び「文化交流室」の使用を認めることとし、使用者から料金を徴収されるに当たり、料金の上限の名称を「教室」から「上記以外の大学施設」に変更するものです。また、料金の上限を3万1,500円から3万3,600円に変更いたしますのは、当該施設の1日当たりの使用料金につきまして、資料の2ページから3ページにかけて掲載しております使用料金の表のとおり、収容人数に100円を乗じた金額とする統一的な金額設定とするため、大学の内規を改正され、収容人数が最大の336人であります5号館5201教室の1日当たりの使用料金を従前の3万1,500円から3万3,600円に変更されるに当たり、料金の上限を3万1,500円から3万3,600円に変更するものです。次に、資料3ページの2、「地学実験費」から「理科実験・実習費」への変更は、中学校及び高等学校の理科の教職課程を履修する学生から徴収する実験・実習費につきまして、大学の規程に「地学実験費」と定められておりましたが、教職課程における地学実験以外の科目での実験器具費や実習交通費にも充当されるものということで、実情に即した名称とするため、大学の規程を「地学実験費」から「理科実験・実習費」に変更されるに当たり、料金の上限の名称を「地学実験費」から「理科実験・実習費」に変更するものです。以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま執行部からの説明が終わりました。それでは、委員からの質疑を求めます。

伊場勇委員 この大学施設を利用する中で、大学の生徒や職員以外の方というのはどういった使い方をしているのでしょうか。

大坪大学推進室主査 改正前におきましても、教室に関しましては、使用を認めるということで定めておりまして、学会での講演会やセミナー、あと資格試験等のようなときにお貸ししていたということをお聞きしております。

伊場勇委員 その使用料については、市内とか市外とか関係なく一律で、市と違うんですか。

大坪大学推進室主査 特に市内、市外で料金の差はございません。

古豊和恵委員 この2番に「地学実験費」を「理科実験・実習費」に変更とありますけれども、中学校、高校の理科の教職課程を取られる方はどのぐらいいらっしゃるんですか。

大坪大学推進室主査 何人が履行されているかというのは、こちらではつかんでおりません。申し訳ございません。

岡山明委員 この5201号の教室について、336人ということで1人100円ということで、料金が出とるんですけど、今までは3万1,500円の料金やったんですね。今回、3万3,600円に改正で、今までのこの3万1,500円という料金はどこから出てきているか。

大坪大学推進室主査 こちらの教室に関しましては、椅子が固定されている教室で、特に収容人数が上がったというわけではございません。もともと、336人の収容人数であったとお聞きしております。それで、当初の3万1,500円の料金設定につきましては、大学のほうでも、ほかの教室は全て収容人数に100円がかかっているような計算式になっているのに、ここがなぜ3万1,500円だったかというのは、今はもう詳細が分からないという回答を頂いております。

岡山明委員 3万1,500円の根拠は分からないと。その辺は私もそう思ったんですけど、今回1人100円と決まったという状況で、これは、よその公立大学に関してもこの料金は基本的には同じくらいになりますか。

大坪大学推進室主査 他の大学がどのような算式で取られてというのは分かりかねるところがあります。というのが、この大学の教室をそもそも貸しているのかどうかというところは、大学の考え方がまちまちであるというところがありまして、今回の料金の上限の中にこういった教室等の施設が山陽小野田市では入っているんですが、ほかの大学では入っていないところもございますので、その料金設定がどうかというのは、ほかと比べて分かりかねるところがございます。

岡山明委員 そうすると、他の大学との授業料の違いというのは、今の時点では分からないと。そういうことですね。

大坪大学推進室主査 施設使用料に関しては、分かりかねるところがあるというところがございます。大学でこのような算式で決められて、収容人数に合わせた料金の上限を変更されるということになります。

岡山明委員 そうすると、今回1教室当たり100円の料金アップです。これで生徒に対する負担など、その辺は授業料などが上がるとかそういう話はないということで、負担がかからないということでもいいですかね。

大坪大学推進室主査 あくまで今回の使用料を徴収するのは——学生は無料と
いうか、取りません。要はその教職員以外の外部の方が使っていただく
場合に料金を徴収するものになりますので、学生に特に影響はございま
せん。

前田浩司委員 料金表の3ページですけれども、教室もあれば、事務室という
ような記述のところがあります。少し教えていただきたいのは、6号館
に611事務室3人及び7号館に751事務室1人。これは、どのよう
な形で使う部屋なのか教えていただければと思います。

大坪大学推進室主査 611事務室の3人、こちらは普通の事務室といえます
か、机を3台程度置けるような広さになっております。それで、この7
51事務室の1人というのが、部屋をパーティションで区切って、1人
の方が事務ができる程度の机と椅子と、パソコンが置ける程度のパーテ
ーションがもともと5つほどあって、その中の1つをお貸しできたらと
いうことで、このたび規程を改正されるということです。

古豊和恵委員 この収容人数というのがありますが、例えば、721教
室は、156人で1万5,600円。これはあくまでも、この教室を借
りればこの金額ということですか。その人数が例えば156人でなくて
100人であっても、金額はこれで決定ということですか。

大坪大学推進室主査 使われる人数というよりも、収容人数以内であれば、こ
の金額に変更や減額などはございません。

岡山明委員 これはあくまでも、大学施設の使用を認めた場合に徴収されるん
ですけど、例えば、子供たちを招いて、科学の実験とかするという状況
であれば、その使用料は関係ないということでもいいですかね。

運営組織に関することが入っております。これは、3月までは民生福祉常任委員会が担当しておったものが、執行部の担当替えで総務文教に移管されましたので、これに関係する案件について所管するという事になろうかと思えます。ということで修正がかかっていますが、ここで皆さんにお諮りします。要は下から9番目ぐらいにありますが、新型コロナウイルス感染症に関する事ということで、総務文教常任委員会所管部分に限る。というものが入っております。皆さんに既に御案内のとおり、この新型コロナウイルス感染症に関しましては、第5類ということで国のほうで分類替えがされた。それから、市も、これに関係する部署についてもなくなったということになっております。これを今後、当委員会としてどう対応するかということについて皆さんの意見を聞きたいと思えます。流れを見てみますと、確かに第5類に分類されたものの、まだそれが動いておるという状況です。それから、やはり国内外ともに、新型コロナウイルスが消えたわけではないという背景を考えたときに、この委員会として、今までのいろいろな予算や執行上の面を見てみますと、これから先、それが稼働するかどうかということについては、かなり薄れてきた面もあるのはあるんですけどね。しかし、何があるか分からないというような状況がまだ見え隠れする中で、その判断をどうするかということになろうかと思えます。いかがいたしましょうか。

伊場勇委員 委員長がおっしゃるとおりだと思うんです。ただ、まだ学校でもクラスターが起きているところとかもありますし、もし小・中学校で起ければ、担当は総務文教となりますので、もうちょっと様子を見て、残しておいたほうがいいかなと僕は思っています。

前田浩司委員 今、伊場委員がおっしゃられたように、これに併せてインフルエンザなど、いろいろな病原体が発生しておる状況なので、引き続き様子見ということで残していたほうがよろしいかと思えます。

笹木慶之委員長 ほかの方は。どのように判定しようか。岡山委員どうでしょ

うかね。

岡山明委員 このコロナウイルス感染症の部分なんですけど。総務文教が所管という表現ありますよね。その辺で、総務文教という表現でコロナウイルス感染症はどうか。今、山陽小野田市の組織もなくなっていますよね。そうすると総務文教が新型コロナウイルス感染症の対応をするという状況にあるというのはちょっといかがなものかなと。今回、本会議場のアクリル板の撤去に関しても議会運営委員会での話です。そういうことで、総務文教に新型コロナウイルス感染症に関する項目を入れるのはすぐわないように感じたものですから。その辺少しいかがかなと思いましたが、他の総括したような組織に移行するという形も今後考える必要があるんじゃないかと思いました。

古豊和恵委員 これは、総務文教常任委員会所管部分に限ると書いてあるから、その部分でやっぱり総務文教がするべきではないかなと考えています。

笹木慶之委員長 そうですね。例えば、削除するならば断定的に物を言わないとだね。かもねということじゃ断定的にならないからね。やっぱり削除にならないのではないですかね。私も確かに疑問が残るのもあるんですよ。ですが、今の状況からしてこれを削除するというのはいかがかなということ今議論してるわけですけどね。

宮本政志副委員長 僕は、基本的にこれについて議論は不要と思っています。新型コロナウイルス感染症が、落ち着いたとか落ちていないとかは関係なくて、議会としたら所管事務調査を削ること自体が問題なんです。新型コロナウイルス感染症に関して、完全にこの世から、国も都道府県も市区町村、その中の本市も一切何も関与することがなくなったというのであれば、所管を外すということも可能性が出てくる。そもそも所管という、我々議会が調査をしていく項目が並んでいるのに、新型コロナウイルス感染症の状況がうんぬんかんぬんだから、今残すか

残さないかとか、残すのに少し疑問があるとかというのはもう論外だと思う。だから、所管事務調査の項目を削る必要は全くないんで、このまま、総務文教が所管するところは、そのまま所管すればいいし、新型コロナウイルス感染症で民生福祉が所管するところは民生福祉がすればいいということです。所管事務を削るということ自体が論外です。そんなに時間をかけて議論することじゃないと思います。

笹木慶之委員長 副委員長はそういうふうな考え方ですね。

岡山明委員 副委員長からそういう話が出たんですけど、執行部の新型コロナウイルス感染症に対する組織がなくなっている状況で、総務文教が総務文教がという、私は逆にそっちのほうがおかしいなど。私は、ちゃんと組織があって、その延長線上で議会も動くものと思っていますから。そういう意味で、市のそういう組織がなくなるのであれば——また、そういう組織が立ち上がってくればとそのような考えも起こさないといけないでしょうけど、今時点で私は必要ないと思います。

笹木慶之委員長 岡山委員は必要ないということですよ。

伊場勇委員 今の御意見に対しては、市の執行部の組織があるとかないとかは、正直あまり関係ないと思うんですよ。議会として、市民の不安や課題についてしっかりと先頭切って取り上げるべきだと思うんですよ。新型コロナウイルス感染症については、5類に落ちたとしても、まだ不安に思っている方はたくさんいらっしゃいます。高齢者の方などはマスクをまだつけている方は多いです。その辺についても、総務文教が所管する学校関係だったり、いろいろな公共施設等の使い方だったりいろいろあると思うんです。ここに調査事項として取上げたときはいろいろな懸念事項があって、その懸念事項がまだゼロにはなっていないと思うんです。ということは、まだそういった市民の思いもここに必ずあると思うので、総務文教常任委員会として、これはちゃんと取り上げながら進め

て、また状況はしっかり見るべきかと思っています。

宮本政志副委員長 今、伊場委員が言われたことはもう本当そのとおりと思うよ。つまり今、本市で組織がなくなったと言っても、もし今後何か、市内で新型コロナウイルス感染症の関係で問題が起こったとすると、議会から、そういった本部を立ち上げるべきではないかとか、いろいろな提言をするのに所管事務調査が全くできなかつたら、議会が新型コロナウイルス感染症のことにはもう関与できなくなるんですよ。だから私は新型コロナウイルス感染症のことうんぬんだけじゃなくて、所管事務調査そのものを——本当に必要がなくなったということが出てくればまた別ですよ。でもそうじゃなかつたら大原則、所管事務を扱う項目を減らすというのは、それはふさわしくないと思う。今、伊場委員が言われたこともそのとおりだし。だから別にこれを削るということ自体必要ないと思うんですけどね。

岡山明委員 国は経済活動を優先するという形で、2類から5類に移行していますよね。まず、経済を優先するというもので、国からインフルエンザと同じような5類に移行という形に進んでいますので、その辺は議会側としても、5類のインフルエンザと同様の対応という状況で進んでいく。その延長線上の中で、山陽小野田市議会も、今回の5類としての新型コロナウイルス感染症という扱いは、インフルエンザと同じような扱いになるということで、また状況が変われば、そのときに、それにふさわしい対策を取る必要があるから、2類から5類に移行という状況の中でそう引っ張る必要は私はないと思う。

伊場勇委員 例えば、これで削除するじゃないですか。それで万が一、7月にパンデミックが起こったとしますよね。そうしたら総務文教常任委員会でやろうと思っても——削除したら、新型コロナウイルス感染症対策になると多分民生福祉が所管となるんですかね。総務文教でできなくなりますよ。今まで我々も経験してきたじゃないですか。感染症が拡大して、

総務文教でもやらないといけないとなりました。その新型コロナウイルス感染症が5類になったとしても、クラスターがどこかで出る可能性もあるじゃないですか。そういったときに、削ってしまうと9月まで何もできなくなりますよ。何も起こらなければ何もなくていいんですけど、また9月で一回状況を見て考えてもいいんじゃないですか。削除しようというよりも、そのほうが柔軟な対応じゃないですかというところで理解してほしいなと思うんですけど。

笹木慶之委員長 大体意見が出尽くしたということでまとめに入ります。いろいろな背景もあったから、あえて議論をしてもらったわけだけども、確かに5類にはなったけれどもまだ医療保険の関係など、いろいろなところで全く不要になっていません。そういう背景の中で、やはりこの所管事務調査を総務文教から外すということは、閉会中の調査ができなくなるということになりますので、継続してこれを残しておきたいと思いますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことでよろしくをお願いします。本件については今までのものに加えて、新たに加えたものが若干ございますので、それらは十分御認識の上、今後の対応をお願いしたいと思います。

宮本政志副委員長 先日、伊場委員からもありましたように、所管事務調査の件で理科大から資料が提出されています。全議員にメール等でその資料が送られていると思います。特に総務文教が所管する大学に関することを所管事務でしっかりやっていくに当たって、その資料にしっかり目を通していただいて、6月定例会中になるのか、終わって7月入ってからになるのかにせよ、恐らく数回にわたると思います。しっかり所管事務で理科大のことをやっていきたいなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

笹木慶之委員長 今副委員長から発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

伊場勇委員 ぜひ、早急にしていけたらなと思っています。

笹木慶之委員長 例の入札に関する問題のところではいろいろ議論する中で新たにそういったことの対応策が出てきて、それに関連して、この閉会中の事務調査をするということも踏まえて意見がありました。それで具体的にどうしましょうか。この6月の議会定例会の中で、再度やるかどうかですね。それとも、6月定例会を終えて閉会中に調査するという事にしましょうか。

伊場勇委員 スケジュールを見ると、一般質問終わったあとですね。本会議中にもできるんじゃないのかなと。（発言する者あり）本会議中にもできるのかなと思いますけどもちろん調整をしなければいけないと思います。

笹木慶之委員長 その辺もあるから、私のほうで調整してみたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局と調整してまた皆さんに連絡しましょう。ほかにはございませんか。ないようでしたら、以上をもちまして、総務文教常任委員会を終わりたいと思います。

午後1時50分 散会

令和5年（2023年）6月12日

総務文教常任委員長 笹木慶之